

賃貸借問題 でお困りの事業者のみなさま 弁護士が力になります！

新型コロナウイルスの影響で...



店舗などの家賃の
支払いが大きな負担

テナントから、
家賃の減額を打診
された

家賃の支払猶予を
求められた

家賃の減額を打診した
ところ、不利な契約内容
への変更を求められた

退去しようとしたら、
違約金を請求された

そんな時は！



ひまわりほっとダイヤル

検索

初回相談
無料!

(30分)

- 全国どこからでもお申しいただけます。
- 初回30分間、無料で弁護士とご相談いただけます。(一部地域を除く)
- 全国共通電話番号に電話をすると地域の弁護士会の窓口につながり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との面談予約や相談ができます。
- オンラインでのお申込みも可能です。
- 詳細はホームページをご確認ください。

お問い合わせ／岡山弁護士会 ☎086-223-4401



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く)10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索

新型コロナウイルスの影響を受けた 法的問題を抱えている事業者のみなさま

裁判・一般ADR(裁判外紛争解決手続)と比べて

簡易

迅速

安価

弁護士会での話し合い(災害ADR) をぜひご利用ください

例えば

◆◆◆ 新型コロナウイルスの影響を受けて… ◆◆◆

経営が厳しく、月額の家賃がこのままだと、事業継続が難しい…。

中途解約で多額の違約金を求められた。確かに契約書にはそう書いてあるけれど…。

テナントから家賃の減額を打診されたが、こちらでも経営が厳しいので、建築費用の融資を受けた銀行を交えて交渉したい。

テナントが家賃を滞納して支払ってくれない。どうにかしたいが、解決のために高額な費用を支払うのは難しい。

新型コロナを理由に継続的な取引の中止を言われたが、その取引のための設備投資を行ったばかり。損害を一部でも負担してもらいたい…。

岡山弁護士会では、賃貸借問題、取引の中止など、新型コロナウイルスに起因する紛争について、一般ADRより減免した手数料でADRを実施しています。普段から紛争と向き合っている弁護士があっせん人として間に入り、法律家としての識見に裏打ちされた迅速で公平な解決を支援していきます。

ADRとは・・・

裁判外で紛争解決を図る手続のことです。裁判と異なり、非公開で行います。弁護士が間に入って、トラブルの相手方とあなたの話をじっくり聞き、柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足いく解決を目指します。まずは弁護士の法律相談をお受けください。(表面のひまわりほっとダイヤルも利用できます)

詳しくはこちらまで

岡山弁護士会 岡山仲裁センター

電話:086-223-4401

受付時間:午前9時~午後5時

所在地:岡山市北区南方1-8-29

<https://www.okaben.or.jp>

リモートADR
実施中

